

広島市男女共同参画推進センター

管理業務仕様書

平成27年8月

広島市市民局

《 目 次 》

1 管理運営に関する基本的事項	1
2 指定管理者が行う業務の範囲	1
(1) 男女共同参画推進センターの事業の実施に関する事	
(2) 男女共同参画推進センターの使用の許可に関する事	
(3) 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関する事	
(4) 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関する事	
(5) 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関する事	
(6) その他広島市が定める業務	
(7) 特記事項	
3 管理の基準	5
(1) 休館日	
(2) 開館時間	
(3) 関係法令等の遵守	
(4) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案	
4 リスク分担	6
5 自主事業	6
(1) 各種講座、講習会、講演会等の実施	
(2) 喫茶スペースの有効活用の実施	
(3) 印刷サービス事業の実施	
(4) その他使用者の利便を図る事業の実施	
(5) 経理処理	
6 職員配置、研修等	7
(1) 職員配置	
(2) 専門職員	
(3) 防火管理者	
(4) 留意事項等	
(5) 職員研修等	
7 施設の管理に関する業務	8
(1) 施設・設備等保守管理業務	
(2) 使用者への便益施設の設置	
8 モニタリング及び実績評価	11
(1) モニタリングの方法	
(2) 実績評価	
(3) 提供すべき業務の基準を充たしていない場合の措置	
9 協定の締結	12
10 その他業務	12
(1) 使用料の収納等	
(2) 事業計画書及び収支計画書の作成	
(3) 事業報告書の作成	
(4) 広報	
(5) 委託の禁止	

- (6) 関係機関・団体との連絡調整及び協力
- (7) 各種調査依頼等に係る対応
- (8) 施設運営に関する自己評価の実施
- (9) 苦情等への対応
- (10) 暴力団排除の推進
- (11) 指定管理業務期間の前に行う事項
- (12) 指定期間終了にあたっての引継業務
- (13) 監査
- (14) 保険への加入
- (15) 個人情報の取扱い

11 業務を実施するにあたっての注意事項 _____ 14

別紙	個人情報取扱特記事項	_____	16
資料	広島市男女共同参画推進センター条例	_____	17
	広島市男女共同参画推進センター条例施行規則	_____	20